

香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例をここに公布する。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市条例第44号

香芝市いじめ防止対策委員会及び香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会条例

目次

第1章 香芝市いじめ防止対策委員会（第1条—第6条）

第2章 香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会（第7条—第11条）

第3章 雜則（第12条・第13条）

附則

第1章 香芝市いじめ防止対策委員会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に係る事実関係等について調査し、及び審議するため、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、香芝市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係及び再発防止のための対策について調査し、及び審議するものとする。

（組織）

第3条 対策委員会は、5人以内の対策委員をもって組織する。

（対策委員）

第4条 対策委員は、法律、医療、教育、心理等に関し識見を有する者であつて、重大事態の関係者と特別の関係を有しないもののうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第5条 対策委員の任期は、第2条の諮問に係る調査及び審議が終了したときまでとする。

（専門委員）

第6条 教育委員会は、対策委員を補助させ、又は専門的な見解を聴取するため必要があると認めるときは、対策委員会に専門委員若干名を置くことができる。

- 2 専門委員は、教育委員会が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、第1項の規定による補助及び見解の聴取が終了したときまでとする。

第2章 香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会 (設置)

第7条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第8条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果及び再発防止のための対策について調査し、及び審議するものとする。

(組織)

第9条 再調査委員会は、5人以内の再調査委員をもって組織する。

(再調査委員)

第10条 再調査委員は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関し識見を有する者であつて、重大事態の関係者と特別の関係を有しないもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第11条 再調査委員の任期は、第8条の諮問に係る調査及び審議が終了したときまでとする。

第3章 雜則

(守秘義務)

第12条 対策委員、専門委員及び再調査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第13条 この条例に定めるもののほか、対策委員会に関し必要な事項にあっては教育委員会が、再調査委員会に関し必要な事項にあっては市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（

昭和32年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中46の項を48の項とし、45の項の次に次の2項を加える。

46 香芝市いじめ防止対策委員会の対策委員及び専門委員	会議 日額 12,000円 陳述の聴取、書類作成等 30分（30分未満の端数が生じたときは、これを30分とする。）当たり 4,000円
47 香芝市いじめに関する重大事態再調査委員会再調査委員	会議 日額 12,000円 陳述の聴取、書類作成等 30分（30分未満の端数が生じたときは、これを30分とする。）当たり 4,000円